

苫小牧工業高等専門学校における文部科学大臣が定める
学修に基づく単位認定に関する規程

規則第62号

制 定	平成18年5月11日
一部改正	平成19年4月1日
一部改正	平成20年4月1日
一部改正	平成22年1月19日
一部改正	平成24年2月14日
一部改正	平成26年3月13日
一部改正	平成27年2月9日
一部改正	平成28年4月19日
一部改正	平成29年2月27日
一部改正	平成30年12月18日
一部改正	平成31年2月28日
一部改正	令和2年1月22日
一部改正	令和2年11月18日
一部改正	令和3年12月14日

(趣旨)

第1条 苫小牧工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第30条の規定に基づき、文部科学大臣が定める知識及び技能に関する審査（以下「知識・技能審査」という。）における成果に係る学修による単位認定に関し、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 本校において、単位の修得を認定することができる知識・技能審査における成果に係る学修は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(認定の申請)

第3条 本校在学中、知識・技能審査における成果に係る学修によって単位修得の認定を希望する者は、知識・技能審査における成果に係る学修による単位認定申請書（別紙第1号様式）に成果を証明する書類を添えて校長に提出しなければならない。また、学則第14条第2項に定める授業科目の単位認定申請書提出期間は原則として申請科目の開設学年のみとする。

(単位の認定)

第4条 知識・技能審査における成果に係る学修による修得単位数の取り扱いは、次の各号によるものとする。

- 一 知識・技能審査における成果に係る学修による修得単位の認定は、別表第1及び別表第2のとおりとする。なお、別表第1の学修については一般科目の単位、別表第2の学修については専門科目の単位として認定する。

二 第一号により単位認定をされた者が、さらに上級の知識・技能審査における成果に係る学修を修めた場合は、すでに認定された修得単位数と当該の成果に係る学修の差を修得単位として認定するものとする。

三 実用英語技能検定、国際コミュニケーション英語能力テスト（TOEIC）及びTOEFLテストにおいては、いずれかの成果に係る学修による単位認定をされた者が、後に学修した成果に係る学修を修めた場合は、すでに認定された修得単位数と当該の成果に係る学修の差を修得単位として認定するものとする。

（認定された単位の取り扱い等）

第5条 前条により修得を認定する単位の取扱いは、次の各号によるものとする。

一 卒業認定単位数に含むものは、本校学則第14条第2項に定める授業科目の原則として第4学年及び第5学年に開設する科目の単位数に限るものとする。

二 第一号により科目を単位認定された者は、当該科目の授業への出席義務を免除することができる。ただし、この規定を適用せず授業により単位を修得する者については、知識・技能審査における成果に係る学修による修得単位は前号の取扱いによるものとする。

三 第一号により科目を単位認定された者が、授業の聴講を希望する場合はこれを認める。ただし、その場合は継続して聴講しなければならない。

四 単位を修得した者の科目及び単位数については、本人の申請による変更を認めない。

五 単位を修得した者が、認定学年を原級留置となった場合は、次年度以降に認定結果を継続し、再度の単位認定申請書の提出を必要としない。ただし、学級担任教員並びに科目担当教員へ該当する単位認定科目について報告しなければならない。

六 単位を修得した者が、認定学年を修了できずに退学した場合は、該当する認定単位を取り消すものとする。

（審査）

第6条 知識・技能審査における成果に係る学修による単位修得の認定は、教務委員会の審議に基づき、知識・技能審査における成果に係る学修による単位認定書（別紙第2号様式）により校長が行う。

（評価）

第7条 前条によって修得を認定された科目の評価は「優」、評点は「90点」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成18年5月11日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 この規程の施行により、苫小牧工業高等専門学校における文部科学大臣認定技能審査の合格に基づく単位認定に関する内規（平成9年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年1月19日から施行し、平成19年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行日にかかわらず、単位認定は学修年月日における別表第1及び別表第2を適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行日にかかわらず、単位認定は学修年月日における別表1及び別表2を適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月19日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 この規程施行日にかかわらず、単位認定は学修年月日における別表第1及び別表第2を適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行日にかかわらず、単位認定は学修年月日における別表1及び別表2を適用する。
- 3 平成28年3月31日に在籍する者及び平成30年度までに編入学した者の別表第1（海外学術交流協定校研修プログラムを除く）及び別表第2の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(削 除)

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行日にかかわらず、単位認定は学修年月日における別表1及び別表2を適用する。
- 3 この規程施行日にかかわらず、平成27年度以前に入学した者、平成29年度以前に入学した外国人留学生及び平成30年度以前に編入学した者の別表第1（海外学術交流協定校研修プログラムを除く）及び別表第2の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行日にかかわらず、単位認定は学修年月日における別表1及び別表2を適用する。
- 3 この規程施行日にかかわらず、平成27年度以前に入学した者、平成29年度以前に入学した外国人留学生及び平成30年度以前に編入学した者の別表第1（海外学術交流協定校研修プログラムを除く）及び別表第2の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和2年11月18日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この規程施行日にかかわらず、単位認定は学修年月日における別表1及び別表2を適

用する。

- 3 この規程施行日にかかわらず、平成27年度以前に入学した者、平成29年度以前に入学した外国人留学生及び平成30年度以前に編入学した者の別表第1（海外学术交流協定校研修プログラムを除く）及び別表第2の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行日にかかわらず、令和3年度以前の学則別表第2が適用となる者の別表第1及び別表第2の取扱いについては、なお従前の例による。

知識・技能審査における成果に係る学修による 単位認定申請書

年 月 日

苫小牧工業高等専門学校長 殿

学年・組 _____ 学年 _____ 組 _____

学生番号 _____

氏 名 _____

私は、下記のとおり知識・技能審査における成果に係る学修を修めましたので、単位認定の申請をいたします。

記

1 知識・技能審査学修事項 _____ 級・点 _____

2 学 修 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 認 定 番 号 _____

4 認 定 学 年 科 目 等

科 目	単 位	学 年

5 学修を証明する書類 別紙のとおり

以上

- (注) 1. 学修を証明する書類は必ず添付すること。
2. 単位認定により増加した単位分の選択科目の履修を取り消す場合は、本申請書とは別に「履修取消願」を提出する必要があるので注意すること。

教務係確認欄

既認定	有 <input type="checkbox"/>	備 考
単位	無 <input type="checkbox"/>	

知識・技能審査における成果に係る学修による 単位認定書

年 月 日

学年・組 _____ 学年 _____ 組 _____

学生番号 _____

氏 名 _____ 殿

下記のとおり単位を認定します。

記

認定番号	認定科目	単位数	認定学年
— —			年
			年
			年

苫小牧工業高等専門学校長

○ ○ ○ ○

印

別表第1(第2条、第4条及び第5条関係)

○一般科目

知識・技能審査における成果に係る学修		申請科目		認定単位数	認定上限単位数
知能・技能審査名	成果(級・スコア)	開設学年	科目名		
実用英語技能検定	1級	第4学年	特別学修A(実用英語能力)	2単位	10単位
		第4学年	英語Ⅳ	4単位	
		第5学年	英語Ⅴ	4単位	
	準1級	第4学年	特別学修A(実用英語能力)	2単位	6単位
		第4学年	英語Ⅳ	4単位	
		第5学年	英語Ⅴ	4単位	
2級	第4学年	特別学修A(実用英語能力)	2単位	2単位	
国際コミュニケーション 英語能力テスト(TOEIC) ※団体特別受験制度 (TOEIC-IP)による学修を含む	870点以上	第4学年	特別学修A(実用英語能力)	2単位	10単位
		第4学年	英語Ⅳ	4単位	
		第5学年	英語Ⅴ	4単位	
	870点未満 820点以上	第4学年	特別学修A(実用英語能力)	2単位	8単位
		第4学年	英語Ⅳ	4単位	
		第5学年	英語Ⅴ	4単位	
	820点未満 740点以上	第4学年	特別学修A(実用英語能力)	2単位	6単位
		第4学年	英語Ⅳ	4単位	
		第5学年	英語Ⅴ	4単位	
	740点未満 600点以上	第4学年	特別学修A(実用英語能力)	2単位	4単位
		第4学年	英語Ⅳ	4単位	
		第5学年	英語Ⅴ	4単位	
600点未満 500点以上	第4学年	特別学修A(実用英語能力)	2単位	2単位	
日本語能力試験(JLPT) ※外国人留学生に限る	N1	第4学年	特別学修A(外国人日本語能力)	2単位	6単位
		第3学年	日本語Ⅰ	2単位	
		第4学年	日本語Ⅱ	2単位	
	N2	第4学年	特別学修A(外国人日本語能力)	2単位	4単位
		第3学年	日本語Ⅰ	2単位	
		第4学年	日本語Ⅱ	2単位	
	N3	第3学年	日本語Ⅰ	2単位	2単位
		第4学年	日本語Ⅱ	2単位	

別表第2(第2条、第4条及び第5条関係)

○専門系共通

知識・技能審査における成果に係る学修		申請科目		認定単位数	認定上限単位数
知能・技能審査名	成果(級・スコア)	開設学年	科目名		
技術英語能力検定	1級以上	第5学年	特別学修B(工業英語)	2単位	2単位
	2級	第5学年	特別学修B(工業英語)	1単位	1単位
情報処理技術者試験	基本情報技術者試験合格	第5学年	特別学修B(情報処理技術)	2単位	2単位

○機械系

知識・技能審査における成果に係る学修		申請科目		認定単位数	認定上限単位数
知能・技能審査名	成果(級・スコア)	開設学年	科目名		
機械設計技術者試験	3級	第5学年	特別学修C(機械設計)	2単位	2単位
品質管理検定	2級以上	第5学年	特別学修C(品質管理)	2単位	2単位
	3級	第5学年	特別学修C(品質管理)	1単位	1単位

○都市・環境系

知識・技能審査における成果に係る学修		申請科目		認定単位数	認定上限単位数
知能・技能審査名	成果(級・スコア)	開設学年	科目名		
測量士補試験	合格	第4学年	測量学Ⅱ	2単位	2単位
技術士第一次試験	合格	第5学年	特別学修C(技術士補)	1単位	1単位

○応用化学・生物系

知識・技能審査における成果に係る学修		申請科目		認定単位数	認定上限単位数
知能・技能審査名	成果(級・スコア)	開設学年	科目名		
危険物取扱者	甲種	第5学年	特別学修C(危険物取扱)	1単位	1単位
公害防止管理者	大気関係	1種	第5学年	特別学修C(公害防止・大気)	1単位
		3種	第5学年	特別学修C(公害防止・大気)	1単位
	水質関係	1種	第5学年	特別学修C(公害防止・水質)	1単位
		3種	第5学年	特別学修C(公害防止・水質)	1単位
高压ガス製造保安責任者	乙種(化学)	第5学年	特別学修C(高压ガス)	1単位	1単位
品質管理検定	3級以上	第5学年	特別学修C(品質管理)	1単位	1単位

○電気電子系

知識・技能審査における成果に係る学修		申請科目		認定単位数	認定上限単位数
知能・技能審査名	成果(級・スコア)	開設学年	科目名		
電気主任技術者試験	第1種	第5学年	パワーエレクトロニクス	2単位	4単位
		第5学年	電力システム工学	2単位	
	第2種	第4学年	電気機器Ⅱ	2単位	4単位
		第5学年	電力システム工学	2単位	
	第3種	第5学年	特別学修C(電気電子工学)	2単位	2単位

○情報科学・工学系

知識・技能審査における成果に係る学修		申請科目		認定単位数	認定上限単位数
知能・技能審査名	成果(級・スコア)	開設学年	科目名		
情報処理技術者試験	システムアーキテクト試験合格	第5学年	特別学修C(システムアーキテクト)	2単位	4単位
		第4学年	ソフトウェア工学	2単位	
	エンベデッドシステムスペシャリスト試験合格	第5学年	特別学修C(エンベデッドシステムスペシャリスト)	2単位	4単位
		第5学年	組込みシステム	2単位	
	ネットワークスペシャリスト試験合格	第5学年	特別学修C(ネットワークスペシャリスト)	2単位	4単位
		第5学年	情報ネットワーク演習	2単位	
	データベーススペシャリスト試験合格	第5学年	特別学修C(データベーススペシャリスト)	2単位	4単位
		第4学年	データベース	2単位	
	応用情報技術者試験合格	第5学年	特別学修C(情報処理技術)	2単位	2単位
	基本情報技術者試験合格	第5学年	特別学修C(情報処理技術)※	2単位	2単位
情報セキュリティマネジメント試験合格	第5学年	特別学修C(情報処理技術)	2単位	2単位	
情報処理安全確保支援士試験	情報処理安全確保支援士試験合格	第5学年	特別学修C(情報処理安全確保支援士)	2単位	4単位
		第5学年	情報セキュリティ演習Ⅲ	2単位	

※基本情報処理技術者試験合格については 特別学修B(情報処理技術)又は特別学修C(情報処理技術)のどちらか1科目のみ申請可能